

## 鶴岡市職員採用試験【令和2年4月1日採用予定】

☎本所職員課 ☎内線327

## ■募集職種・受験資格

- ▷ 土木（社会人経験者）…昭和55年4月2日以降に生まれ、技術士・技術士補または1級土木施工管理技士の資格を有し、民間企業の社員または公務員として設計業務、施工管理等の経験が5年以上ある方
- ▷ 建築（社会人経験者）…昭和55年4月2日以降に生まれ、1級または2級建築士の資格を有し、民間企業の社員または公務員として設計業務、施工管理等の経験が5年以上ある方
- ▷ 電気（社会人経験者）…昭和55年4月2日以降に生まれ、電気主任技術者の資格を有し、民間企業の社員または公務員として電気設備設計業務、施工管理等の経験が5年以上ある方
- ▷ 初級行政（高卒程度）…平成10年4月2日～平成14年4月1日に生まれた方（4年制大学を卒業した方及び卒業する見込みの方を除く）
- ▷ 技能職（高卒程度）…昭和55年4月2日～平成14年4月1日に生まれた方
- ▷ 消防士（高卒程度）…平成2年4月2日～平成14年4月1日に生まれ、原則として採用後鶴岡市に居住することができ、普通自動車運転免許（AT車限定を除く）を有する方または令和2年4月末までに取得見込みの方
- ▷ 消防士（職務経験者）…昭和55年4月2日以降に生まれ、原則として採用後鶴岡市に居住することができ、山形県外で消防士としての職歴が3年以上ある現職の方

## ■試験日時

- ▷ 1次試験…9月22日⑩午前10時
- ▷ 2次試験…1次試験合格者を対象に、10月下旬に実施予定

## ■試験会場

- ▷ 土木・建築・電気（社会人経験者）、初級行政、技能職…総合保健福祉センター「にこ♥ふる」（2次試験は市役所本所）
- ▷ 消防士…消防本部（2次試験も同じ）

## ■申込み受付

- ▷ 7月8日⑩～8月9日⑩に、申込書を市役所本所職員課へ（郵送の場合、8月9日までの消印有効）
- ▷ 市HP「電子申請」からも手続きができます

## ■試験案内・申込書等の交付

- ▷ 市役所本所職員課、各地域庁舎総務企画課及び消防本部総務課で交付
- ▷ 郵便で請求する場合は、封筒の表に「試験案内請求」と朱書きし、140円分の切手を貼った返信用封筒（宛先を明記した角形2号封筒。折り畳んでもかまいません）、応募職種・連絡先のメモを同封して、市役所本所職員課（〒997-8601市内馬場町9-25）へ。申込締切りに余裕をもって請求してください
- ▷ 市HP「人事・職員採用」からダウンロードすることもできます

少年野球時代から、ずっとチームで、仲間と目標に向かって取り組んできた。22歳で役所に入ってすぐに覚え、今も実践していることがある。組織人としての報告・連絡・相談。その頭の文字を取って「ハウレンソウ」。社会人の皆さんはどこかで聞いたことがあるはずだ。

IT関連企業が勃興する頃だっただろうか。「ハウレンソウ」なんて古い、もってスピーディーな意思決定をすべきだ、などと発言した経営者がいたが、世間にもはやされたのは一瞬、バブルとなった企業も多かった。

平成29年10月に市長に就任し、しばらく仕事をして驚いたことがある。鶴岡市役所には、公営企業である荘内病院や上下水道部を含めれば約1、900人の職員がいるわけだが、日々の業務の中で生じた課題や、今後どのように対応する方針なのか、といった組織的に共有すべき情報を、政治家である市長に的確に報告することがおそろそかになつていったのだ。

新たに整備するごみ焼却施設で発生する熱を電気に変え、系統に接続し、売電する事業が大きな壁に直面している。この問題には、二つの核心がある。一つは、平成29年4月の入札公告の前までに系統容量を押さえていなかったことである。正確に言えば、売電に必要な系統容量を確保し、コストを確



# プレミアム付商品券を販売します

問商品券について…本所福祉課☎内線131  
加盟店について…本所商工課☎内線563

10月1日に消費税率の引上げが予定されています。税率引上げに伴う負担増などの影響を緩和することを目的に、所得の少ない方や子育て世帯に対してプレミアム付商品券を販売します。

## ■販売対象者

次のいずれかに該当する方

- ①今年度の市県民税が非課税の方  
※市県民税課税者と同一生計の配偶者・扶養親族、生活保護を受給している方等を除く。
- ②平成28年4月2日～令和元年9月30日の間に生まれた子のいる世帯主

## ■商品券について

5,000円（500円×10枚）1セットの商品券を4,000円で購入できます。

▷販売期間…10月～来年3月末（予定）

- ▷購入方法…市内の郵便局（簡易郵便局を除く）で購入できます。購入には「購入引換券」が必要です  
①に該当する方…「購入引換券」の申込みが必要です。対象と思われる世帯に申請書を送付しますので、氏名等を記入の上返信してください  
②に該当する方…「購入引換券」を9月頃に送付します（申込みは不要）

## ▷購入限度額

- ①に該当する方…2万5,000円（券面額）まで
- ②に該当する方…該当する子の数×2万5,000円（券面額）まで

▷利用可能店…市内加盟店

▷利用可能期間…10月1日☎～来年3月末（予定）

## 農業振興

来年4月に開校予定の農業人材育成施設

# 「鶴岡市立農業経営者育成学校『SEADS（シーズ）』」に決定

問本所農政課☎内線579



ロゴマーク

来年4月の研修生受入れを目指し、「旧いこいの村庄内」を活用して整備が進められている農業人材育成拠点施設について、施設の名称を「鶴岡市立農業経営者育成学校『SEADS（シーズ）』」に決定しました。

シーズでは首都圏等域外からの農業を志す若者たちのほか、市内の若手農業者の方々も学ぶことができます。

※詳しくはシーズHP、または本所農政課までお問い合わせください。



HPはこちらから→

定させた上で入札公告を行う必要があった。同4月に東北電力から「空き容量あり」の回答があったが、チャンス逃してしまっていたのだ。

もう一つの問題の核心が、組織としての確な情報共有がなされなかった点である。平成29年5月、東北電力の系統容量の空きがゼロになったと公表された際、市の担当はきつと驚いたはずだ。同8月には東北電力から正式に負担金約19億円、工期11年を経なければ系統接続できない旨の回答があった。しかしながら、議会を含めた各所に、組織的に報告し、連絡し、相談し、対応すべき「驚き」は、事態の好転を漠然と期待する認識の甘さの中で埋もれてしまった。私と現副市長がこの問題を認識したのは平成30年12月、就任してから1年以上たつてからのことだった。

慶大先端生命研を含む4つの高等教育機関や食文化・食産業の取り組みは野球で言えば、3番バッター、4番バッターだ。強打者は重要だ。他方で、市の行政は幅広い分野を対象とする総合行政なのだ。ごみ行政は普段は目立たないが、チームに欠かせない選手である。コツコツと努力し、再生可能エネルギーによる発電という新分野を切り拓いてくれたが、仕事の基本である「ホウレンソウ」でつまづいてしまった。失敗は誰にでもあつた。大事なことは、問題を早く共有し、それをチームとして、組織として対応することだ。一部署の問題とせず、誠実に仕事をする基本に立ち返り、市民一人ひとりの幸せのために、組織一丸となった市役所に生まれ変わることが必要だ。

## 市政



### あさひ産業振興施設整備事業検討委員会(仮称)公募委員募集

同振興施設の基本構想・基本計画の策定、複合施設の構成、施設候補地、その他目標達成に必要な業務に関することについて検討する公募委員を募集します。

① 次の全てに該当する方5人以内(地方公共団体の議会の議員及び常勤の公務員を除く) ② 今年4月1日現在で20歳以上である ③ 市内に住民登録がある、または勤務・通学している ④ 平日に開催する会議に出席できる(朝日庁舎及び朝日地域で開催する会議) ⑤ 任期 8月下旬〜令和3年3月31日 ⑥ または同委員会の目的が達成された日まで ⑦ 7月31日⑧まで朝日庁舎産業建設課 ☎53・2117へ ⑨ 他選考結果は8月15日⑩以降本人に通知。市HP

## 健康・福祉



### ハチマルニイマル 80200 よい歯の長寿賞の募集

80歳以上で20本以上自分の歯をお持ちの方を募集し、優良者を表彰します。昭和14年12月31日以前に生まれた方で、自分の歯が20本以上ある方(過去

に受賞した方を除く) ■応募方法 7月19日①〜8月19日②に市内歯科診療所へ(その場で無料歯科健診を行います) ③健康課(にこふる) ☎内線364または市内歯科診療所へ

### 家族介護慰労金を支給します

④要介護認定3以上(相当と認められる方を含む)で、介護保険サービスを利用していない(福祉用具貸与、1年間利用していない(福祉用具貸与、特定福祉用具販売、住宅改修及び年間10日以内のショートステイを除く)寝たきり高齢者等を、1年以上継続して在宅で介護している方 ■支給額 10万円 ⑤印鑑、介護者名義の市内金融機関預金通帳 ⑥7月1日⑦〜31日⑧に各地域包括支援センター、本所長寿介護課 ☎内線193または各地域庁舎市民福祉課へ

### 介護保険料決定通知書を送付します

今年度の介護保険料決定通知書は、平成30年中の本人の所得と家族の市民税課税状況に基づいて計算した介護保険料(年額)をお知らせするものです。保険料の決定方法等は同通知書に記載しています。

同封の「介護保険料のあらまし」と併せてご確認ください。

■発送日 7月12日① ②65歳以上の方 ■納付方法 ▽特別徴収(年金からの差引き) : 一定の条件を満たした

方は、年金支給月(4月・6月・8月・10月・12月、来年2月)に年金から差し引きます(特別徴収から普通徴収への切替えはできません) ▽普通徴収(納付書または口座振替) : 特別徴収以外の方は、同通知書に同封の納付書、または口座振替で納付します。納期は年8回(7月〜来年2月の毎月)です ③本所長寿介護課 ☎内線187または各地域庁舎市民福祉課へ

### 介護保険の軽減確認証・負担限度額認定証の更新時期です

軽減確認証、負担限度額認定証をお持ちの方に申請書類を送付しています。手続きが遅れると介護サービス利用料の助成が受けられませんので、まだ手続きをしていない方は申請してください。

昨年度該当しなかった方でも、今年8月1日以降に対象要件を満たせば、確認証、認定証の交付対象になる場合もあります。新たに交付を受けるためには、窓口での申請が必要です。

④本所長寿介護課 ☎内線194または各地域庁舎市民福祉課へ

### 介護保険負担割合証が新しくなります

現在お持ちの介護保険負担割合証の有効期限は7月31日①です。8月1日②から使用する負担割合証は7月末までにお送りします。期限の切れた負担割合証は、破棄するか、本所長寿介護

課または各地域庁舎市民福祉課へ返却してください。 ③本所長寿介護課 ☎内線183または各地域庁舎市民福祉課へ

### 民生委員児童委員が委嘱されました

困りごとなど気軽にご相談ください。次の方が委嘱されました。(敬称略) ▽温海地区(温海地域) : 本間美智子(安土・旧田川・小菅野代)、富樫純治(鼠ヶ関(原海)・鍋倉) ④本所福祉課 ☎内線138

## 年金・医療



### 基準収入額適用申請書の提出をお願いします

国民健康保険の高齢受給者(70歳以上)及び後期高齢者の自己負担割合は、毎年見直すことになっています。前年の所得が一定以上ある方の自己負担割合は3割で、申請によって1割または2割になる場合があります。

このため、3割負担の方に基準収入額適用申請書を送付していますので、同封した説明書に記載の基準額を下回ると思われる方は、7月11日①までに提出してください。

ただし、課税資料で明らかに基準額を超えると判断される方には、申請書を送付していません。

②本所国保年金課 ☎内線127または

# 第25回参議院議員通常選挙(6月19日現在で想定されている選挙日程です)

☎本所選挙管理委員会事務局 ☎内線641または各地域庁舎総務企画課へ

## ▶選挙の告示

7月4日(木)

## ▶投票日

7月21日(日)

## ■期日前投票所

当日投票できない場合にご利用ください。

### ▷市役所本所

7月5日(金)～20日(土) 午前8時30分～午後8時

### ▷各地域庁舎

7月14日(日)～20日(土) 午前8時30分～午後7時



## 国民健康保険限度額適用 認定証の更新について

現在お持ちの国民健康保険限度額適用認定証の有効期限は7月31日(日)です。7月中に更新の案内・申請書を送付します。8月以降も必要な方は手続きにおいでください。

▼申請受付期間 7月9日(金)～7月19日(金) 申請書、対象者の保険証、印鑑  
▽現在の負担区分が「区分オ」または「区分Ⅱ」の方で、長期入院(1年間で91日以上入院)に該当する方は、入院を証明する書類(領収書等)が必要です。

認定証がない場合でも医療機関等の窓口で自己負担限度額を超えて支払った分の医療費は、高額療養費として給付されます。該当者には診療月から2・3か月後にはがきでお知らせします。領収書など必要な書類をお持ちの上、申請してください。

☎本所国保年金課 ☎内線164または各地域庁舎市民福祉課へ

## 国民健康保険証兼高齢受給者証が新しくなります

現在お持ちの山形県国民健康保険証(交付者:鶴岡市)の有効期限は7月31日(日)です。8月1日(日)から使用する保険証は、世帯主宛に家族分をまとめて7月末までにお送りします。送付された保険証の中に、職場の健康保険に

各地域庁舎市民福祉課へ

加入した方がありましたら、国民健康保険をやめる手続きが必要です。有効期限の切れた保険証は、8月1日以降に自分で破棄してください。

▼有効期限について 次のいずれかに該当する場合、国民健康保険資格の変更や自己負担割合の変更、後期高齢者医療保険制度への移行により、有効期限が異なります。有効期限が切れる前に、再度保険証をお送りしますのでご確認ください。①退職者医療制度に該当している方とその被扶養者の方  
②令和2年7月31日までに70歳になる方  
③令和2年7月31日までに75歳になる方

▼保険証の受け取り方について 本所国保年金課もしくは各地域庁舎市民福祉課での直接交付を希望する場合や世帯主以外の宛名での送付を希望する場合は、事前に届け出が必要です。

☎本所国保年金課 ☎内線178または各地域庁舎市民福祉課へ

## 後期高齢者医療の保険料額 決定通知書を送付します

今年度の保険料額決定通知書は、平成30年中の所得に基づいて計算した確定保険料額をお知らせするものです。

▼発送日 7月12日(金)

▼納付方法 ▽特別徴収(年金からの差引き) : 年金受給額が年額18万円以上で、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金額の2分の1を超えない方は、原則、年金支給月(4月・

6月・8月・10月・12月、来年2月)に年金から差し引きます。口座振替に変更可(市役所への申請が必要)。

▽普通徴収(納付書または口座振替) : 年金受給額が年額18万円以上で、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金額の2分の1を超える方、及び年金受給額が18万円未満の方は納付書、または口座振替で納付します。納期は年8回(7月～来年2月の毎月)です。

▼年度途中に後期高齢者医療に加入した方 加入月から割りりで保険料が発生します。加入月によって期割の計算、納付方法等が異なるので、保険料額決定通知書(加入月の翌々月中旬に送付)をご確認ください。

▼保険料の計算の仕方 保険料は、加入者の所得状況、世帯構成によって異なり、皆さんから平等に負担してもらう均等割額と、所得に応じて負担してもらう所得割額を合わせて計算します。今年度の均等割額は1人年額4万1,100円、所得割率は8・01%です。☎本所国保年金課 ☎内線126または各地域庁舎市民福祉課へ

## 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の更新について

現在お持ちの後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限は7月31日(日)です。8月以降も引き続き該当する方には、後期高齢者医療保険証と一緒に送付します。

▼次の全てに該当する方 ①現在限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けている ②今年度の市民税が非課税の世帯 ③同一世帯内に所得の未申告者がいない

ただし、現在の負担区分が「区分Ⅱ」で長期入院（1年間で91日以上入院）に該当している方は更新手続きが必要です。7月上旬までに申請書類をお送りしますので申請してください。

☎本所国保年金課 ☎内線 126 または各地域庁舎市民福祉課へ

### 後期高齢者医療保険証が新しくなります

現在お持ちの後期高齢者医療保険証の有効期限は7月31日④です。8月1日④から使用する保険証は7月末までにお送りします。有効期限の切れた保険証は、8月1日以降に自分で破棄してください。

☎本所国保年金課 ☎内線 127 または各地域庁舎市民福祉課へ

### 20歳前障害や福祉年金移行の障害基礎年金を受給している方へ

今年度から、毎年7月末までに提出していただいていた届出の方法が変わります。なお、対象の方には5月末に日本年金機構からはがきが送付されていますのでご確認ください。

▼所得状況届 これまで毎年提出が必要でしたが、今後は原則不要になります。

▼障害状態確認届（診断書） これまでは7月末までに提出いただいていたが、8月以降は誕生月の末までに提出してください。障害状態確認届は誕生月の3か月前の月末頃に日本年金機構から送付されます。

## 税



### 小・中学生の税に関する標語と作文を募集します

▼標語 ☎小学生 ☎税金全般、納税の大切さ、納期限を守ること等（1人2点以内）

▼作文 ☎中学生 ☎税に関するテーマであれば自由（1人1編。1、200字以内）

▼共通 ☎8月29日④まで本所納税課 ☎内線 219へ ☎他入賞者に賞状と副賞を進呈

### 国民健康保険税納税通知書を送付します

納税通知書に記載されている加入者所得等の内容をご確認ください。詳しくは、同封の「国民健康保険税のしおり」をご覧ください。

■発送日 7月12日④ ☎世帯内に国民健康保険の加入者がいる世帯主の方  
■納付方法 ▼特別徴収（年金からの

差引き）：一定の条件を満たした方は、年金支給月（4月・6月・8月・10月・12月、来年2月）に年金から差し引きます ▼普通徴収（納付書または口座振替）：同通知書に同封の納付書、または口座振替で納付します。納期は年9回（7月～来年3月の毎月）です ☎本所課税課 ☎内線 205

## 生活・その他



### 無人ヘリコプター等による病害虫防除作業にご理解を

7月上旬から8月下旬まで、無人ヘリコプター等による農作物の病害虫防除作業を実施します。事故防止のため、作業中の農地には絶対に近寄らないでください。また、早朝や夕方を中心に作業を行いますので、作業音等へのご理解をお願いします。

☎本所農政課 ☎内線 579 または各地域庁舎産業建設課へ

### 焼畑などで土地に火入れをするときは市への届け出を

市役所本所、各地域庁舎及び一部の地区コミュニティセンターにある申請書に必要な事項を記入の上、実施地の見取り図を添付して、実施日の7日前までに提出してください。火入れ従事者数や防火帯の幅等は条例で定められています。事前に確認してください。

☎本所農山漁村振興課 ☎内線 559 まで

たは各地域庁舎産業建設課へ

### 山形県合同林野火災防ぎよ訓練を実施します

☎7月6日④午前10時～正午 湯たらのきだいたいスキー場 ☎本所防災安全課 ☎内線 186 または消防本部警防課 ☎22・8320へ ☎他通行規制区間あり（午前7時～午後1時 市道宝谷・たらのき代線たらのきだいたいスキー場前 全面通行止め）

### ルールを守って楽しい花火

夏の身近な風物詩のおもちゃ花火。おもちゃとはいえ、原料は火薬です。安全に楽しむため、注意書や使用方法をよく読み、次のことを守りましょう。  
▼花火を人や家に向けない ▼燃えやすい物のある場所で遊ばない ▼風が強いときは花火をしない ▼水の入ったバケツを用意する ▼子供だけでは遊ばない ▼花火をほぐしたり、一度にたくさん花火に火をつけたりしない  
▼花火の筒先に顔や手を近づけない ▼服に火がつかないように注意する  
☎消防本部予防課 ☎22・8332

### “明るいやまがた”夏の安全県民運動

夏は、長期休暇やレジャー、暑さによる気の緩みなどから、交通事故や青少年の非行等が多くなる傾向にあります。これらの事故等を防止するため、

県民総ぐるみで運動を推進しましょう。

■実施期間 7月19日㊟～8月18日㊟

■重点 ▽青少年の健全育成といじめ・非行及び犯罪被害防止 ▽子供と高齢者の交通事故防止・飲酒運転の撲滅 ▽海・山・川での事故防止 ▽身近な犯罪等の防止 ㊟本所防災安全課㊟内線1663



### 犯罪を非行防止、立ち直りを支える地域のチカラ 社会を明るくする運動

7月は「社会を明るくする運動」強調月間です。全国一斉に街頭広報活動などが行われます。この運動は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする全国的な運動です。安全で安心して暮らすことができる地域社会、子供が健やかに育つ地域社会の実現は全ての人の願いです。犯罪や非行のない明るい社会を築いていきましょう。

㊟本所福祉課㊟内線272

### 本市に住民登録がある方の パスポート申請は市役所で

申請は本所市民課及び各地域庁舎市民福祉課で受け付けます（交付窓口は本所市民課のみ）。庄内総合支庁では手続きできません。

■申請し交付の日数 9日間（土曜・

日曜日、祝日、年末年始を除く）㊟本所市民課㊟内線1400または各地域庁舎市民福祉課へ ㊟市HP

### 経済センサス基礎調査 (第2期)にご協力を

同調査は調査員が全国全ての事業所の活動状況を実地に確認し、新たに把握した事業所など、一部の事業所には調査票を配布します。調査へのご理解・ご回答をお願いします。

㊟8月～9月 ㊟該当地区 第一学区、第二学区、第三学区、第五学区 ㊟本所情報企画課㊟24・6077

### 9月中旬以降入居 市営住宅等入居者募集

住宅名	階数・間取り	戸数
ちわら住宅 (子育て向け)	3DK	3
美原住宅	3階・3DK	1
1階・2DK	1	
鶴岡 稲生住宅	2階・2LDK	2
3階・3DK	1	
みどり住宅	2階・3DK	1
大山住宅	2階・3DK	1
藤島 ふじなみ住宅	木造2階建て長屋・3DK(家族向け)	1
朝日 名川特定公共賃貸住宅	木造2階建て2階・3LDK	1
温海 柳原住宅	1階・3DK	1

申 7月1日㊟～19日㊟に本所建築課㊟内線483または藤島・朝日・温海庁

舎産業建設課へ

### 人権擁護委員は次の方々です

法務大臣から委嘱された人権擁護委員が相談に応じます。相談は無料で秘密は守られます。(敬称略)

- ▽斎藤律子 ▽地主幸平 ▽庄司敏明
- ▽鈴木元女 ▽今野和恵 ▽金内淳
- ▽加藤勝 ▽五十嵐武 ▽石川正廣
- ▽奥泉修子 ▽栗本誠 ▽叶野勉 ▽成澤礼子 ▽田村廣実 ▽小南孝子
- ▽手塚柳治 ▽佐々木はつ子 ▽宅井洋子 ▽清和正志 ▽平藤博巳 ▽上野薫 ▽佐藤靖法 ▽佐藤き江 ▽本間晴美 ▽齋藤俊美 ▽五十嵐英司 ▽伊藤ゆみ子

㊟法務局鶴岡支局㊟22・10003または本所市民課㊟内線158へ

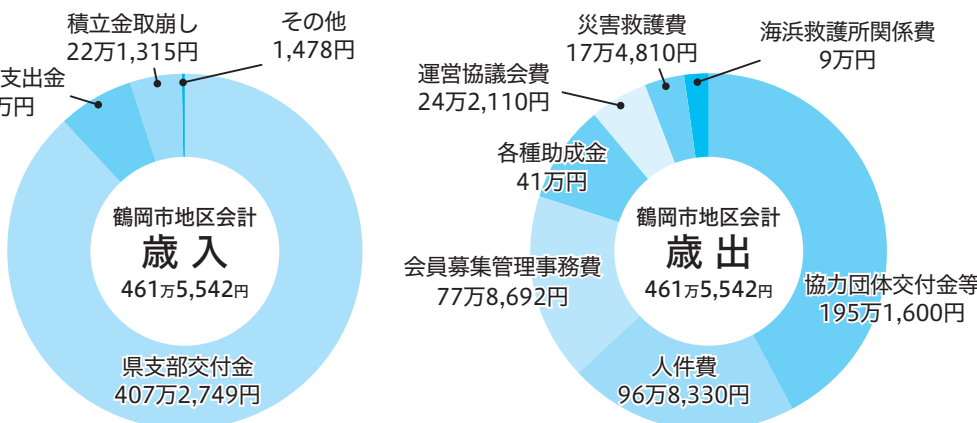
### 平成30年度 日本赤十字社 鶴岡市地区 決算・活動報告

多額の会費・義援金をお寄せいただきありがとうございます。

- ▼会費収納会計 ■会費合計 2、395万8、050円 ■会員数 個人3万55人 法人：573件
- ▼義援金収納合計 ■義援金合計 13万8、382円

お寄せいただいた会費、義援金は全額を日本赤十字社山形県支部に送金しています。東日本大震災被災地での救護施設の運営等多くの事業で活用されています。

▼災害等資金積立金会計 ■平成29年度末積立金残高 249万8、072円 ■平成30年度積立金取崩し額 22万1、315円 ■平成30年度積立金残高 227万6、757円



㊟本所福祉課㊟内線272